

No.	市町村等	意見	対応
1	栗原市	ごみ処理広域化・集約化に関して、 災害時や事業者側の事情等により、突発的に受入れが停止又は制限されるリスクも想定される ことから、一般廃棄物処理における安定的かつ継続的な処理体制の確保が大変重要であると考えており、こうしたリスクへの対応として、自治体間における既存処理施設の相互活用が図られるよう、県が主体的に関係機関との調整を図っていただきたいと考えております。 このため、県計画においては、市町村への情報提供や協議の場の設定にとどまらず、 県が主体的に自治体間の広域調整及び処理体制構築を推進 するとともに、関係機関との協議・調整及び必要な支援に取り組む旨を計画上に明記していただきたい。	一般廃棄物の安定的かつ持続的な処理体制の確保において、 自治体間における既存処理施設の相互活用の重要性については 、近年頻発化している災害への対応にもつながることから、 市町村や一部事務組合の協議の場を設定し、意向を確認しながら、連携体制の構築を推進する必要がある と考えています。このため、意見を踏まえ、計画に追記することとします。 【反映内容】 第4章5(2)イ 市町村の取組支援(P50)に以下を追記 「災害時に加え、ごみ処理施設の事故や故障等の緊急事態における事業継続性の確保の観点から、実効性を伴った自治体間の相互支援体制の構築を推進します。」
2	気仙沼市	現状と課題(ごみ処理体制の課題)「広域化、集約化」 施設の老朽化対策としての 広域化は一選択肢であるが、地理的特性や災害リスクを無視した集約は、処理体制の脆弱化を招く恐れがある 。経済性に加えて「災害時の事業継続性」を評価指標に加えること。	県として、計画策定の留意事項としておりますが、明確にするため、追記します。 【反映内容】 第4章5(3) ごみ処理広域化・集約化に係る協議(P50)に以下を追記。 「協議に当たっては、各地域の実情や課題、施設の更新時期や処理能力、地理的条件、輸送距離及び災害リスク等の物理的制約やコストを十分に考慮し、市町村等の主体的な判断を尊重しながら検討を進めます。」
3	気仙沼市	施策の方向性(広域化の推進) 広域化の推進の判断は各市町村の主体性に委ねられるべき である。現に登米市等の近隣自治体では既存施設に余力がなく、単純な施設統合は物理的に不可能。 各圏域の実情と整合しない計画の押し付けを避ける記述とすること 。 また、人口減少する中で 従来の地域・圏域に固執することなく検討していただきたい 。	本計画策定の趣旨を明確にするため、追記します。 【反映内容】 第4章5(P49)に以下を追記。 「一般廃棄物の処理は市町村の自治事務であり、広域化・集約化の具体的な内容及び実施の可否については、各市町村等の判断に委ねられるものである(以下略)」
4	気仙沼市	施策の具体的取組(データ・基礎数値) 県が公表した将来排出量推計において、本市圏域の実績値と大幅な乖離がある 。前提となる基礎数値の誤りは計画の妥当性を損なうため、 正確な実態把握と検証を行った上で計画に反映させること 。	将来推計は本計画資料編P79,80の方法で推計しております。 推計には市町村ごとの人口の推計値や廃棄物排出量の実績値を使用しているため、将来推計の数値は妥当性がある ものと認識しております。県としても引き続き正確な将来推計値の把握に努めてまいります。 (妥当性のある将来推計の数値のため最終案の修正なし)
5	気仙沼市	進行管理(5年毎の見直し) 見直しについて広域化の方針は固定的なものではなく、 社会経済状況や自治体の技術的検証(精密機能検査等)の結果を速やかに反映できるよう、柔軟かつ双方向的な見直しプロセスを構築すること 。 また、県民(市民)の利便性を考慮し、広域化に反映させること。	柔軟かつ双方向的な見直しについて、追記します。 【反映内容】 第4章5(1) 広域化・集約化ブロック区割りの設定(P49)に以下を追記。 「当該ブロック区割りは固定的なものではなく、市町村等の施設整備状況や検討の進捗、関係自治体間の協議結果等を踏まえ、柔軟に見直すものとします。」
6	気仙沼市	実態を踏まえた協議の実施について広域化の協議にあたっては、県主導の枠組みに市町村を当てはめるのではなく、 各圏域が抱える物理的制約(処理能力の限界、距離、道路網等の地理的条件)を最優先で考慮されたい 。本市圏域においては、既存施設での集約化は物理的に不可能であり、広域化を図る場合は新設等の多大なコストが必要となる。こうした実務上の整合性の確保すること必要と考える。目標数のみを掲げることは、大切だが、市民から共感を生む説明が必要。	計画策定の趣旨を明確にするため、追記します。 【反映内容】 第4章5(3) ごみ処理広域化・集約化に係る協議(P50)に以下を追記。※項目2と同じ 「協議に当たっては、各地域の実情や課題、施設の更新時期や処理能力、地理的条件、輸送距離及び災害リスク等の物理的制約やコストを十分に考慮し、市町村等の主体的な判断を尊重しながら検討を進めます。」

No.	市町村等	意見	対応
7	気仙沼市	循環経済への移行という方向性には賛同する。引き続き、県には、各市町村が取り組んでいる地域の実情を踏まえた「ごみの減量」「資源化」「施設長寿命化」等の取組を多角的に支援していただきたい。	県は引き続き、事業者と市町村が連携したリサイクルの推進や、みやぎ環境交付金を活用した財政支援の強化、 環境省の交付金を通じた施設長寿命化 など、多角的に支援してまいります。
8	大崎地域広域行政事務組合	ごみ処理広域化・集約化につきましては7ブロックで区割りされており、本組合が所在する大崎圏域は「大崎・栗原ブロック」に属しています。また、施策の方向性と取組として「ごみ処置広域化・集約化に係る協議」を今後実施することとしており、具体的には「ブロック内の施設整備の方向性に係る議論については、必要に応じて、圏域毎又は全県単位の意見交換・検討の場を設けることで実施する。」とされています。 「大崎・栗原ブロック」については、ごみ焼却施設整備の基本方針として令和32年(2050年)に1施設にすることが計画目標数とされており。しかし、1施設計画は住民利便性の観点からみると現実ではないと考えており、地域の実状に合わせた施設数・配置を検討しなければならないと考えております。なお、計画の趣旨から考えれば、上記の検討は「必要に応じて、圏域毎の意見交換・検討の場を設けることで実施する。」こととなりますが、当方としては、上記の場は無論「必要なもの」と考えておりますとともに、ブロック内の自治体も多く、ステークホルダーが多岐にわたることから、 宮城県様が主導し、本組合を含むブロック内の自治体を取りまとめた「意見交換・検討の場」を設置して頂きたい と考えております。ご意向はいかがでしょうか？ご意見をお願いいたします。	協議の場の設定とスケジュールに関しましては、計画策定後の9月以降、県内全市町村及び一部事務組合を対象とした担当者会議等で、計画を説明の上、焼却施設や資源化施設等の施設集約に関する意向調査を実施したいと考えています。なお、 協議の場は、令和9年度以降に県が関係自治体を参集し、議事の進行を行う想定 です。
9	宮城東部衛生処理組合	将来における人口減少及びごみ排出量の予測等を踏まえ、7ブロックに区割りすることに異議はありませんが、当組合において、令和8年度から令和10年度にかけ、次期ごみ処理施設の基本構想を策定する計画があり、塩竈市も含めた構想となる可能性はありますが、今回、 県で策定した計画の施設数目標は達成することが難しい と想定されます。	施設の集約化については、既存施設の更新時期が重要であると認識しており、異なる更新時期の施設を集約していくことは、ご指摘のとおり難しいと思われます。 一方で、 計画的な施設更新以外にも、他自治体や民間等への委託の可能性も想定され、その際にも、環境省が新たに設けた延命化の交付金も活用できるようにしたい と考えています。 施設の集約化と延命化、民間への委託等の議論が可能となるよう、先進事例や環境省の交付金制度に関する情報を提供することとしており、 協議を踏まえた市町村等のごみ処理施設の基本構想と、県の計画との整合性を、適宜図っていききたい と考えています。 このため、更新時期の異なる施設の集約について、協議の方向性を具体的に記載することとします。 【反映内容】 第4章5(3) ごみ処理広域化・集約化に係る協議(P50)に以下を追記。 「施設の更新時期の違いが大きな制約となり、直ちに集約化が困難な場合もあることから、既存施設の相互活用や延命化等を含む段階的な対応、民間委託等についても協議の対象とし、関係市町村等の意向を確認しながら議論を深めていきます。」
10	名取市	関連意見として書かせていただきます。 「フードロスクーポン」実証事業につきまして、令和8年3月2日付の通知にて、令和8年度以降の本格導入が見送られる旨を拝受いたしました。本事業の実施にあたっては、市町村との緊密な連携や、現場の検証結果に関するフィードバックが十分であったか、現時点では課題が残るものと感じております。今後の食品ロス削減推進にあたっては、 県全体として一体感を持って取り組めるような効果的な施策を構築していただき、全県的な課題解決につながる方向でご検討 をお願いいたします。	今後の食品ロス削減の推進にあたっては、いただいたご意見を踏まえ、市町村と緊密に連携し、 県全体で一体となって取り組める効果的な施策の検討に努めてまいります 。
11	亘理名取共立衛生処理組合	前回当組合で指摘させていただいた箇所について、資料3では「名取・亘理地域」と記載しました。とありますが、資料2(中間案)では「亘理・名取地域」となっています。資料3が誤記の可能性もあるので、その他自由意見に書かせていただきました。	御意見のとおり、計画の記載を「名取・亘理地域」で統一します。